

コーポレートガバナンスコードに関する当社の取り組みについて

平成27年12月15日

ホリイフードサービス株式会社

当社は、上場企業としての社会的責任を自覚し、企業価値の向上に向け法令及び社内規定等を遵守する企業倫理の確立と、経営の健全性、透明性及び効率性を向上させることが重要な課題であると認識しております。

当社における、コーポレートガバナンスコードの基本原則への対応及び方針は、下記の通りであります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主が重要なステークホルダーであるとの認識のもと、その権利・平等性の確保には、適切な情報開示が重要であり、株主の権利行使の重要な判断材料の提供にあたるものと捉え、少数株主や外国人株主等を含むあらゆる株主層に対して、等しく公平に情報を開示する体制の整備に努めております

また、少数株主や外国人株主等を含む総ての株主の平等性を確保するため、議決権の事前行使を含め可能な限り開かれた株主総会の運営に努めております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、「それでお客様は満足か」をスローガンに、「経営理念」「行動基準」を定め、「人として成長し社会に貢献できる存在となる」ことを、役員及び従業員に広く浸透させ、

様々なステークホルダーの貢献に応える体制の整備に努めております。

会社の持続的な成長と企業価値の創出は、店舗を通じた「地域社会への貢献」が、当社の成長と発展に反映されるものと認識しており、そのためには従業員をはじめとした、取引先、債権者等の様々なステークホルダーとの協働が不可欠であり、これらのステークホルダーの権利・立場の尊重が重要な経営目標のひとつであります。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、総てのステークホルダーからの理解と信頼、及び対話の促進のため、重要と判断される情報については、法令又は規則に基づく開示以外の情報についても積極的に開示することに努めております。

適切かつ信頼性のある企業情報を、隠蔽することなく、適時かつ公正に開示することが、経営の透明性確保及び株主対話に資するものとして重要な経営課題であると認識しております。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を図るべく、執行体制の確立ために社外取締役を招聘し、その独立性の高い客観的な経営判断を意思決定に組み入れ、効率的かつ危機対応能力の高い経営判断を下す体制の整備に努めております。

また、独立役員である社外監査役を含む監査役による監査体制が経営監視機能として有効

に機能すると考え、監査役会設置会社としております。なお、独立性の高い監査役会が会計監査人と協働することにより、監査体制をより強固かつ実効的なものとしており、当社の企業統治体制の強化に寄与しているものと考えております。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と企業価値の向上に資するため、株主総会における情報提供に加え、別途に株主向けの説明会を開催し、決算情報や経営戦略に関する、より深度のある情報を提供し当社の経営方針への理解を深めることに努めております。

また、その過程において得られた株主の意見・関心・懸念を汲み上げ、経営方針に反映させることは、取締役の重要な職責のひとつであると認識しております。なお、株主対話を通じて把握した株主の意見・懸念については、IRを統括する部門が取締役会において報告するとともに、適切に対応することとしております。